徳島県地域未来基金条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第31号

徳島県地域未来基金条例

（設置）

第１条　大規模な投資を呼び込み、県内において産業クラスターを戦略的に形成する事業並びに多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業及び地域経済の持続的な成長を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、徳島県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第２条　基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、第１条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。